

ケベック州におけるクリスマス・年末年始期間中の追加規制措置について

12月15日(火)、ケベック州ルゴー首相が追加の規制措置について発表したところ、ポイント次のとおりです。

【商店】(12月25日から1月11日まで)

- ノン・エッセンシャルなサービスの店舗は閉鎖。
 - ※ 床屋、美容院等も閉鎖。大型店での非不可欠な商品の販売を禁止。
 - ※ 食品店、薬局、ガレージ、金物屋、ペットショップ等は営業可。

【オフィス】(12月17日～1月11日まで)

- 公務員、会社職員を問わず、基本テレワーク勤務を義務化。(例外を除く)

【学校等】(12月17日から1月11日まで)

- 小学校で対面授業を中止。予定されていた授業は遠隔で実施。(中等学校と同じ措置になる。)
- 保育園は閉めないが、可能であれば子供は家でみることを要請。
- 学童保育は優先サービス従業者のみを対象に開ける。

【警戒レベル】(12月17日～1月11日まで)

- 警戒レベルが黄色であった地域はオレンジに、オレンジであった地域は赤へ引き上げ。

<https://www.quebec.ca/sante/problemes-de-sante/a-z/coronavirus-2019/systeme-alertes-regionales-et-intervention-graduelle/cartes-paliers-alerte-covid-19-par-region/>

【規制緩和措置】(12月17日～1月11日まで)

- 公園や植物園は開放。(2メートルの対人距離を維持。)
- 野外でのホッケーやスキーのレッスンを許可(コーチを除き8人まで)。
- 独り暮らしの人(例えば独り暮らしの老人)は、別の1世帯(例えば家族・親族)に限り加わることができる。

以上